

『大和横目日記例外寄』について

福地, 唯方 / フクチ, イハウ

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

7

(開始ページ / Start Page)

179

(終了ページ / End Page)

197

(発行年 / Year)

1980-06-30

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00015559>

『大和横目日記例外寄』について

福地唯方

この和綴の冊子は縦二六・七センチ、横二〇・二センチの楮紙に書いた表紙共に十六枚の袋綴である。楮紙の製造元は不明だが紙は全体に変色して綴じた紙縫りは切れている。外の冊子に比べて大型である。紙魚の害は、とくにひどい損傷はないが、文字面の虫穴は判読可能が数カ所、不能四、これと別に半解読疑問が十カ所ある。

表紙は右肩に「同治三年^{甲子}三月吉日」と縦書きにして中央に「大和横目日記例外寄」とやや大きめに書き左下に「高里親雲上」と何れも行書の墨書である。裏表紙も奥書もない。昭和三十八年頃に裏打ちを頼んで修補に出した。

『譜代 貝姓家譜 正統』によると、譜代七世唯延の項に「同治三年^{甲子}三月八日為大和横目^{勤役三十六箇月閏月範}」とある。従って表紙の高里親雲上は高里唯延のことで当時五十二歳であった。

本文は一面十一行の縦書で、一行二十一字前後となっている。字体は草書と行書の混淆である。慣用というのか誤字と思われるものもある。記事の文章表現はいわゆる大和口で表記の形体は漢字の羅列に似てテニハが僅ながら符号みたいに使用してある。

第一枚の本文の冒頭に「七拾七番

道光三拾年
咸豐元年

戊二月より同八月迄」とあるのからしてこの冊子の外

に若い番号のがあって表紙の同治の年より早い時代の記録があることがわかる。同時にこの冊子も最後の年代は「九拾三番 咸豐十壹年 西十二月より戊八月迄」とあって西暦の一八六二年の記事迄ということだ。すると高里親雲上の在任の一八六四から一八六七年とは若干のズレがあることになるから在任中の記録ではないことがわかる。『貝姓家譜』によると、右の高里唯延の父唯紀も寄大和横目を奉職しているが、当時は金城姓でまだ高里姓ではないから無関係のようだ。さらに家譜を見ると同治三年より前の咸豐七年即ち一八五七年の項に「咸豐七年六月十六日為大和横目勤役三十
四箇月」と弟の三男唯昌が大和横目に就任して三年後の咸豐十年三月頃即ち一八六〇年にやめている。殊に本文の七拾七番から九拾三番で約十二年だ。それに七拾七番から前に何年かあるとすると一人の大和横目の記録としては妥当でない。親子三人としても無理だ。およそその役職は、那覇人としては出世への過程にあるので一応は辛抱するが、奉行がいる御仮屋ウカイヤに従属して薩摩側の指令下にあるので余り長居すると出世が遅れることになる。因に貝姓家譜によると、金城筑登之親雲上唯紀は寄大和横目として、道光十四年（一八三四）十二月二十七日に十五箇月、道光十六年（一八三六）正月二十一日に十六箇月、道光二



十三年（一八四三）八月十六日に大和横目として三十
七箇月を勤め上げている。その子の高里親雲上唯昌
は、大和横目として咸豊七年（一八五七）六月十六日
に三十四箇月、同じ高里親雲上唯延は同治三年（一
八六四）三月八日に三十六箇月を勤めている。これ
でみると在職期間が一年そこから三ヵ年となつて
いる。（余所と比較すべきだがここでは触れないでおく。）
本文一八三〇から一八六二年の間に親子で十一年六
ヵ月としても埋まらない。この筆写本の表紙の年代
と本文記載の年代とは別と考えることとする。推定
にすぎないが、高里親雲上唯延が同治三年に役につ
いたので参考にと借用の上で筆写したものかと思
う。さて表題の読みだが「大和横目」は日本語だから方
音に直してヤマトウ ユクミとなる。「例外」の語
は現在の那覇方言にも、『沖縄語辞典』にもないの
で日本語の発音その儘が強いと方音にするとリーグ

ワイとでも云うのか聞いたことがない。「寄」は方音でユシカユイかになると思う。

内容は大和横目日記の中から例外の事項を集めて記録したことになる。大和横目日記その物はないので致し方がない。この役職は御飯屋との関係が深く何か事ある毎に御飯屋へ届けた上で差図を待って行動しているようだ。従って薩摩関係の仕事が基盤のようでこの役職への去就の権限も御飯屋にあるとのことである。記事の上では船舶関係が多く例えば異国船が那覇川へ来着なり漂着・破船のたび毎に御飯屋へ届けた上で差越し相詰め候とあって共に行動している。亜国船あり仏蘭西国船ありで、その他にも大唐船小唐船馬らん船大和船等等ある。

船に乗っている人間も対象になっている。異国人の名称で逗留仏人も入れて五件、漂着唐人が八件、漂着朝鮮人が六件とあって何れも牧港や城間や泊村等の首里那覇の町の中心から離れた処に収容している。その滞在中はそれぞれの場所に向いて勤方として監視に当るようだ。中には、大和人が酒気をおびて人家に押入った者があると那覇筆者へ申出があったから大和横目から当番の横目衆へ内分にしろと申し出があったとある。また大和船の者が楷船水主のような者から打擲されたので平等之側の役人が那覇においてきて親見世でその糺方があるので立会っている。漂着異国人は一応は那覇へ送られてくるのでそこへもいって詰めるという。これは異国人だけでなく宮古嶋へ漂着の奥州人も伊平屋嶋へ漂着の天草人も同様に那覇に行っているが、果してその取扱いはどうなのか書いてない。やはり役職上からの規定があるのだろう。そうした中にペリーの一行らしいのが登場している。

船につき物の抜荷は三件しかなく若し犯人を捕えると糺方はやるが結果は不明だ。右御奉行と同書役の帰国の船が破船した時は御仮屋方御一同と大和横目兩人がいつている。そして潜上荷物を拾い合った者は糺方にかけているが外に御酒迎え等もしている。さらに右の前任の奉行と書役にお菓子と青銅を差上候とある。その外にもお銀船とか出銀取メ方とか気になるのが見えるがその後がない。

こうした中で久米嶋詰の寄大和横目や八重山嶋詰寄大和横目等に対してお上から詰重ねとか詰越しとかの勤続命令が出るらしい。それをその儘のむかまたは交代期限だから御免願の書付を差出すということがあるようだ。また別に多年勤めたからその功勞を取りもって貰いたいと本人は勿論のこと同役からも申出ている。

この外に夜御嘶といって奉行や役々衆を招請したりまた奉行からは巳待ちのお招きがあったりして、公務の間をぬっているいろいろと撰待行事が詰まっているようだ。さらに吉凶禍福のそれぞれに公私にわたりお祝儀にお悔みにと全く暇もないくらいだ。那覇では大和横目の後には盗人もはいらないういう諺にまでなっている。それは出費が多いということだが、それだけに時には、異国一件で苦勞したからと百貫文宛を拝領している。

さらに珍しいというか外にもこうした事例があるか知らないが、終りに近く大和横目が年季交代願の時は御書役へ砂糖と焼酎を差上げますと書いてある。具体的な記録だけにこういう事は今も昔も同じなのかそれとも地続きでない孤島だけにこれは礼儀というものだとわざわざ他人の日記から借用し

てきたとも思われる。

(この冊子の解説には渡慶次朝裕・富樫守・福地が当たった。)

大和横目日記例外寄

七拾七番

道光三拾年
咸豐元年 戊二月より同八月迄

- 一 御奉行様御嫡子初御役被仰出候段御到来ニ付色衣足袋着ニ而御祝儀申上候事
- 一 御奉行様より已待御招有之候事
- 一 御奉行様御嫡孫御天亡ニ付御悔之事
- 一 久米嶋詰寄大和横目詰重被仰付候付書状差遣候事
- 一 二月 大和横目卒宮城里之子親雲上御物城江転役被仰付候事
- 一 異国方足輕泊村ニ而逢打擲候付為札方皮村江御飯屋方被差越候付私共も差越候事
- 一 道光皇帝様崩御之段御到来之事
- 一 玉川王子御乗船御出帆ニ付御船送之事
- 一 久米嶋詰寄大和横目詰越被仰付御請状参候付御飯屋守取次申上候事

御届ニ成也

- 一 古御奉行様同御書役御乗船今帰仁間切伊江嶋両所ニ而致破船候付御仮屋方御一同私共兩人差越候
- 右付潜上荷物拾取候者共糺方并御酒迎等之事
- 一 右付古御奉行様同御書役江御菓子并青銅差上候事
- 一 沖永良部嶋詰見聞役乗船国頭間切沖干瀬江走揚破船いたし候付御仮屋方御一同私共一人差越候
- 事
- 一 御附役より已待御招有之候事
- 一 古御奉行様御乗船破船場江差越候大和横目江御書付を以表御方御褒美被下候事
- 八十屯番 咸豊貳年子八月丑三月迄
- 附七拾八番より八十はん迄之日記ハ落さつニ而候
- 一 八重山嶋江漂着唐人一件ニ罷渡居候大和横目山城筑登之親雲上より御届書到来之事
- 一 登春運送船仕廻方等相済居候処逢大風川内ニ而致破船候事
- 一 大和横目之内忌引入ニ付御仮屋江知せ上方那覇筆者問役相頼候事
- 附本文一件之儀者数ニ有之候付此下書抜略ス
- 一 八重山嶋江漂着唐人申諭方其外万事為取斗御使者通事役々被差渡候事 御届ニ成也
- 一 帰帆春楷船逢大風帆柱切捨大嶋江漂着いたし中乗船頭者皮嶋江漂着之馬らん船致帰帆候事
- 一 御仮屋御招待向書出候様守衛方被仰渡候付委細書出候事

- 一 伊平屋嶋江漂着天草人運天津江送越追々那覇江送来候段申来候付私とも一人御仮屋一同差越候事
- 一 御附役御親父御死去之段御到来付御悔并御見舞として重之内差上候事
- 一 那覇川致出帆候貞寿丸国頭沖ニ而致破船候付私共一人御仮屋方御一同差越候事
- 一 焼酎垂方御禁止ニ付所望一件訟出之事
- 一 久米嶋詰寄大和横目死去之段申来候付御仮屋御届之事
- 一 右付代勤番申出之事
- 一 右代勤番不罷渡内右嶋江異国船来着之事
- 一 大和横目山城筑登之親雲上事此節勤年限筈合候処いまた八重山嶋より帰帆無之ニ付相役中御免願之書付差出候事
御家老御用人衆江之書状も本文同断
- 一 産物方御横目宿逢盜候付志ちやゝ糺方有之候様御申出付面々召寄問引いたし候事
- 八拾貳番 咸豐三年丑四月同十一月迄
- 一 八重山嶋詰大和横目山城筑登之親雲上漂着唐人一件段々申越有之候事
- 一 越年夏運送船出帆之事
- 一 久米慶良間嶋詰寄大和横目五度相勤候者役願仕居候由承大和横め中も願出候事
- 一 異国船滞留中帰唐せん致入着候ハハ大和横目高奉行産物掛ニ而取締いたし候様表御方御問合之事
- 一 久米嶋慶良間嶋詰寄大和横目乗船出帆之節者自分より御仮屋御届申上候事

- 一 御飯屋御土産御開付御菓子差上候事
- 一 大和横目山城筑登之親雲上事当六月退役御免被仰付置候処漂着唐人追々被送届筈ニ而一首尾引結候間ハ詰通為候様被仰付候事
- 一 蛭子丸那覇川出帆いたし候処風不順ニ付晚方者乗戻候事
- 一 渡唐船送迎勤番久米慶良間嶋寄大和横め之儀異国方御用も急務ニ而詰通被仰付候段御届出之事
- 一 異国船三艘那覇川江碇を卸候付勤方之事
- 一 忌中本招請之日柄差懸リ候付御品者御願上置御見舞者忌明候而テ罷通候事
- 一 宮古嶋江異国船漂着破船ニ付大和横め一人渡海形之事
五月之後リ
- 一 在唐王舅より飛舟入着之事
五月之後リ
- 一 八拾三番 咸豐三年丑十二月ろ翌閏七月迄
- 一 異国船滞船中御飯屋御礼廻無之事
- 一 亜国船乗頭之者共入 城之事
- 一 佐敷按司加那志様 薨御之事
- 一 出銀取メ方ニ付諸役場役人下役御扶持高書出候様触之趣有之書出候事
- 一 御国許江之飛舟於宝嶋破船乗組人数之内大嶋江被送届皮嶋舟より帰帆之事

- 一 大嶋下り御役々乗船那霸川江漂着之事
 - 一 大嶋江漂着朝鮮人那霸川江送来候付改方之上御仮屋江書付を以御届之事
附国場江詰込一件御仮屋江御同等有之候也
 - 一 慶良間嶋詰寄大和横目病死いたし候事
 - 一 御銀船瀬底浦汐懸御銀者陸地ゝ那霸江持越候事
 - 一 大和横目許田筑登之親雲上宮古嶋江異国船破船ニ付為差引罷渡筈候処爰元御用繁多ニ付御仮屋御相談之上為罷渡形ニ而御届等申上越置候事
 - 一 異国一件致苦劳候付分百貫文ッ、拝領被仰付候事
 - 一 三司官佐久真親方御病死之事
 - 一 唐漂着馬艦船国頭間切汐懸候付大和横目一人御仮屋方御一同差越候事
- 八拾四番 咸豐四年寅八月ゝ卯四月迄
- 一 運送船之中之者共拔荷一件付糺方之事
 - 一 右船縄張封印相破候付成行相糺書付を以首尾申上候事
 - 一 序仁間切江異国舟漂着ニ付同役一人御仮屋方一同差越相詰候事
 - 一 亞国船提督等入 城之事
 - 一 御奉行様御役々衆夜御嘶招請之時御献立之事

- 一 大和横め比嘉筑登之親雲上病氣御断之事
- 一 伊平屋嶋江唐船漂着破船ニ付同役一人御仮屋御一同運天津迄差越候事
附詰込御免之段御仮屋御問合之事
- 一 大嶋江漂着之唐人那覇川送来候付勤方之事
- 一 異国船伝間老艘泊津江漕来候本船ハ慶良間嶋沖致打棄候事
- 八拾五番 咸豐五年卯五月辰正月迄
本文八拾六番ニモ相見得候也
- 一 大和横目被仰付候方兼而寄勤之時誓詞相済居候付前書拝聞迄ニ而誓詞者御免之事
- 一 御用人小松相馬様御卒去之事
- 一 下り大和船那覇川口ニ而破船ニ付^{早方}速沖寺致出勤候事
- 一 大和横目許田筑登之親雲上病死ニ付御仮屋御届之事
- 一 伊平屋嶋江漂着朝鮮人泊村江送来候付御仮屋江御届出之事
- 一 仏朗西国船来着約定難決一件委敷書付之事
- 八拾六番 咸豐六年辰二月同十月迄
- 一 寄大和横め数年相勤候者功勞御取持被仰付度申出之事
- 一 御用繁多ニ付寄大和横め被仰付置候処御用静相成候付御免願之事
- 一 御奉行様御姉御死去之段御到来ニ付御国元御吉左右御祝儀一同御悔申上候事

一 春檣船より御法度品積下候者有之糺方之事

八拾七番 咸豐六年辰十一月の巳六月迄

一 御仮屋江進物品之儀主人見届志らへ方入念候様仰渡之事

一 御仮屋方江之音信力贈答御国許の仰渡之事

一 足輕招請一件者御国元の之仰渡ニ不相見得候付表御方御伺仕候処招請不仕様被仰渡候事

一 鳥嶋江朝鮮人漂着泊村江送来候付同所江差越御仮屋江御届出之事

一 久米慶良間兩嶋詰寄大和横目詰通いたし候儀成行相糺可申上旨表御方より被仰渡候付先例委敷相糺拔書取添申出之事

一 下り大和船の拔荷有之候付御当地人ハ大和横めの相糺首尾申上候事

一 沖永良部嶋下り大和世ん金武間切沖干瀬江走揚破船いたし候付御仮屋方御一同大和横め一人差越成行書面を以御届之事

一 三司官幸地親方病氣御断ニ付跡御役可相勤方問合一件御在番所より仰渡之事

一 御仮屋方江御届物品主人見届聊龜抹無之様仰渡之事

一 帰帆大唐船帆柱切捨湖平底江致漂着候付御仮屋御一同大和横めも差越候事

一 大唐船小唐船兩艘とも御物自物過半打捨候段役者中の書面を以申出候事

上様被遊 御元服候事

御届ニ成ル

二月之後リ

八拾八番 咸豊七年巳七月ノ午四月まで

一 宮古嶋江漂着之異国人御米漕馬らん船ヲ那覇川江送来候付勤方之事

一 漂着朝鮮人於城間村御見届ニ付同役之内ニ兩人差越候尤加籠加き夫ハ問役取斗を以差出候事

八拾九番 咸豊八年午四月ノ十二月迄

一

太守様御逝去之事

一 右付為御悔

上様御在番所江御光駕之筈候処仏人逗留ニ付御名代国頭王子御下ら成候事

一 寄大和横目之内多年相勤候者罷出功劳御取持申出之事

九拾番 咸豊九年未正月より九月迄

一 奥州人宮古嶋江漂着那覇川江送来候付勤方之事

一 大和横目旅勤賦方之儀年季筈合之年ニ当リ候方者相賦不申候事

一 風願として大和人とも相撲有之候付致見物候事

一

上様改御誓詞被遊候付御奉行様御登 城之事

一 摂政三司官衆於親見世右御同断之事

一 嶋津帶刀様御姉御病死之段御到来ニ付御見廻之事

一 九拾壹番 咸豐九年未十月ろ申五月迄

一 宰相様御逝去之事

一 右ニ付

上様御名代伊江王子御在番所江御下之事

一 下り船より拔荷有之糺方之事 石川与申者平舍等被仰付候事

一 徳之嶋ニ而致破船候異国人送来候舟国頭間切江汐懸いたし居候処御仮屋方不ら差越候付大和横めも不差越候事

一 大和人之内酒氣ニ而人家江押入候者有之那覇筆者江申出候付大和横め御内分御当番之横め衆江御取締被仰付度申出候事

一 徳之嶋より送来候異国人聖現寺江被召置候付同役之内より一人ツ、泊村江相詰候事

一 昆布并求厂茶等見聞を以毎月廿九日く例成之首尾申上置候処此節へ致拔荷候者有之書面出様相替候事

一 朝鮮人伊平屋嶋江漂着追々本部間切江送来筈之段表御方より御届相成候付御仮屋方御一同大和横

め一人差越候尤加籠夫持荷夫へ問役取斗を以差出候事

附追々牧港江差越居候処皮所江者相詰不申候也

一 帰帆飛舟を米貳拾七俵手形込ニ而積下候付御取揚相成御蔵へ江格護可ら仰付候得共御蔵へ差支候付脇蔵借入させ格護被仰付候事

一 国中手札御改之事

一 久志間切江土佐人漂着ニ付同役一人差越候事

九拾貳番 咸豐十年申六月酉三月迄

一 大風ニ付御双紙表親見世江致出勤候事

一 異国船来着ニ付同役御飯屋御届之事

一 春楮船夏運送船致拔荷候者捕付被引渡候付請取御飯屋御方打込糺方之事

附昆布并求厂茶等拔積見分之書付出様相替候也

一 唐漂着馬らん船帰帆之砌於口之嶋破船乗込人数之内渡名喜嶋船より送来候付下り船同様改方之事

一 漂着朝鮮人警固ニ而渡唐船江乗付候時牧港村往還之加籠夫兼而申出御船手夫ニ而相達候事

一 同役之内忌引入ニ付里主江御免願申出候事

一 荷役寄大和横目被仰付置候方以前久米嶋詰寄大和横目之時誓詞相済候付此節者御免被仰付度書付を以申出其通被仰付候事

- 一 三社丸那覇致入津候処荷物一多ん積入無之ニ付寄大和横め乗付不申候事
- 一 定式御餞品吟味を以致取究置候事

九拾三番 咸豊十元年酉十二月より戌八月迄

- 一 八重山嶋江漂着之唐人送来次第警固ニ而牧港江差越候付加籠夫手当申出候処御達無御座事
- 一 右同ニ付牧港村江詰込御免願之事
- 一 下り大和船港口干瀬江走揚候付三重城江出張之事
- 一 道之嶋下り大和船運天津汐懸之処御用封等不ら御遣候付御届不申上候事
- 一 護送船被召立候付段々之勤有之候事
- 一 三司官御代合付御跡役聞合一件之事
- 一 御奉行様御家来致輕我死候事
- 一 久米嶋詰寄大和横目勤越一件之事
- 一 焼酎垂方御禁止ニ付所望一件之事
- 一 御用達御病死之事
- 一 大和横目年季交代之事
- 一 御国許へ帰帆飛船々中之内麻疹相催候者罷在候付里主御物城より御仮屋御相談之上荷役被召留候事

一 三司官御誓詞付勤方之事

一 御横目御嫡子御死去之段御到来付御悔御先廻之事

九拾四番

一 大和横目之内親類死去付御飯屋江知せ上方那覇筆者問役江申出候事

一 異国船来着ニ付御在番所御届并滞船中之勤御飯屋方御礼廻取止一件之事

一 異国船滞船内大和船入着ニ付御飯屋方御相談之上寄大和横目乗せ付候儀御免被仰付候事

一 逗留仏人右船より無事故列帰候事

一 同役之内忌引入ニ付御免之事

一 御国許漂着之接貢船并護送船沖相見へ候付帰唐船同様相勤候事

一 大和船之中之者共風願として相撲取候間罷出候様御奉行様御沙汰ニ付罷出候事

一 大和横目年季代合之方此節前年ニ御免之願書差出候事

附御書役江砂糖焼酎差上候段御兵具当山口日記ニ相見得候也

一 慶良間嶋詰寄大和横目相果候付跡代一件之事

一 下り大和船荷物寄大和横め病氣御断之事

一 御附役御親母御死去ニ付御悔御先廻之事

一 八重山嶋江唐人漂着追々爰元江送来筈之段表御方より御問合之事

一 同嶋江漂着之異国人追々慶良間嶋江送来候段皮嶋より申来候付同嶋詰寄大和横目江勤向入念候様書状差遣候事

一 右異国人泊村江送来候付逗留中大和横め一人ッ、先繰を以同村江相詰候事

一 大和船々中之者楷船水主之様成者ゝ致打擲平等之側御下リ於親見世糺方ニ付同役之内ゝ兩人ッ、罷出候事

一 前条之唐人牧港村江送来候付同役ゝ兩人早速差越御仮屋江之御案内ハ相役ゝ相勤候事

附交代之時御仮屋御届向并詰中故実飯米荷物持夫等之一件委細日記ニ相見得候也

九十五ニ有之候
一 右詰之儀御仮屋御伺之上引取御免被仰付候事

九拾五番

一 久米嶋詰寄大和横目詰越ニ付書状差遣候事

一 同役之内来子年々季筈合之方当六月御免願之書付差出候事

一 帰唐船御国元漂着之段館内ゝ之飛舟入着ニ付定式産物方御役々衆高所打合人数荷物相改候事

一 大風付親見世江相揃里主御物城御一同通堂江罷出候事

附翌日御仮屋方御見舞罷通候也

一 御国許之儀異国船来着及合戦候由到来ニ付御仮屋方御見廻罷通候事

一 前条之漂着唐人御仕立船を以護送被仰付候事

- 一 手代大城病死ニ付跡代之事
- 一 琉球方御掛り御家老方御用人衆江之書状并進上物間違付御断ケ状之事
- 一 御仮屋御付届向減少又者引方被仰付候段御国元も仰渡之事
- 一 御仮屋方御招待向表御方依仰書出候事
- 一 久米村三六九之時同役之内も一人於惣役宅御亭主前相勤候事
- 一 荷役寄之内御蔵役被仰付寄役御免願之事
- 一 大和横目年季交代願之時御書役江砂糖焼酎差上置候段御兵具当山口筑登之親雲上日記ニ相見得候事

九拾六番

- 一 毎月廿八日御仮屋方御礼廻之儀新御奉行様御沙汰之趣有之以後者取止相成候事